

IV. 調査料等について

1. 調査料

調査依頼者は、羽田クリニックでの調査料を以下の料金で請求書受領後に実績に応じて支払う。

消費税及び地方消費税は請求時の税率とする。

なお、下記の設定以外の費用での実施を希望される場合、共同 IRB での審査を必要とするため、希望の金額及びその理由を記載した文書を製造販売後調査申込書の申請時に併せて提出すること。

①調査票作成経費	1) 一般使用成績調査 調査票 (1 冊) 20,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)
	2) 特定使用成績調査 調査票 (1 冊) 30,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)
	3) 使用成績比較調査 調査票 (1 冊) 30,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)
②管理経費	上記経費 (①) × 10%
③間接経費	上記経費 (①+②) × 30%